### 「市報こがねい」への広告掲載業務に係る仕様書

## 1 「市報こがねい」の概要

- (1) 規 格 タブロイド判・4色刷り・12ページ
- (2) 発 行 日 毎月1日及び15日
- (3) 発行部数 67,400部(令和6年12月15日号実績)
- (4) 配 布 先 市内全世帯、全事業所、公共施設等

# 2 広告掲載の概要

- (1) 掲載号 令和7年4月1日号から令和8年3月15日号まで(24号)
- (2) 掲載位置 原則9面、10面もしくは11面の最下段
- (3) 掲載規格 縦4.5 cm×横7.5 cm×3 枠×2ページ(2 枠ないし3 枠を 結合掲載も可)

#### 3 広告データの提出

- (1) 提出日 毎号発行日の概ね20日前(別途年間予定で号毎に指定)
- (2) 提出方法 電子データ及び出力原稿に所定の申込書を添えて小金井市広報 秘書課に提出すること。
- (3) 校 正 校正期間(別途年間予定で号毎に指定・概ね3日程度)内に版下 の確認を行い、校正結果を提出すること。

#### 4 広告掲載の基準

- (1) 小金井市広告掲載取扱要綱(平成24年9月18日制定)第3条に定める広告の範囲、小金井市市報広告掲載取扱基準(平成28年基準第6号)第4条に定める広告掲載の基準その他関係法令を遵守することとし、これらを満たさない広告の掲載は認めない。
- (2) 広告の掲載内容等について疑義が生じた場合は、その都度、小金井市広報秘書課と協議すること。

#### 5 その他

(1) 契約締結後の広告主の募集活動等に際しては、令和7年4月1日号以降の掲載であることを十分に説明したうえで行うこと。